

短期継続型保証制度要綱（通称：NEWサポート・ファイブ）

第1 目的

青森県信用保証協会と本制度を取扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が連携して、中小企業・小規模事業者に擬似資本的な資金を供給することにより、資金繰りの安定化を図ると共に、決算期ごとの保証申込を通じ、経営状況の把握に努め、継続的な経営支援に取組み、もって中小企業・小規模事業者の事業の改善及び発展に資することを目的とする。

第2 申込人の資格要件

青森県内に事業所を有し、次のすべての要件を満たす事業者とする。

- (1) 1期以上の決算または確定申告を行っていること
- (2) 次の条件を満たしていること
 - ①法人の場合
 - ・直近決算において経常利益を計上していること
(ただし、一過性の経常赤字及び借換資金として利用の場合はこの限りでない)
 - ②個人の場合
 - ・貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前所得金額が200万円以上計上していること
(ただし、一過性の所得金額未達及び借換資金として利用の場合はこの限りでない)
 - ③法人個人共通
 - ・直近決算（確定申告）において実態債務超過の場合は、原則として取扱金融機関もしくは外部専門家の支援により策定した経営改善計画書において業績の改善が見込まれること
- (3) 既保証付融資が条件変更等による返済緩和を実施していないこと
(ただし、本保証により返済緩和が解消される場合にはこの限りでない)

第3 取扱金融機関

約定書締結金融機関とする。

第4 保証の条件

- (1) 保証限度額
8,000万円とする（ただし、サポート・ファイブと合算での限度とする）。
- (2) 資金用途
運転資金とする。保証付融資の借換も可能。
- (3) 保証期間
12ヶ月以内とする。
ただし、初回利用時の終期は決算申告（確定申告）期限から概ね3か月以内とし、以降更新時においては原則として12ヶ月とする。
- (4) 保証形式
手形貸付または証書貸付とする。
- (5) 返済方法

一括返済とする。

(6) 信用保証料

年0.45%～1.90%

①会計参与設置の場合0.1%割引

②有担保割引適用により0.1%割引

(7) 貸付利率

金融機関所定利率とする。

(8) 担保

原則として不要とする。

(9) 保証人

原則として法人代表者以外の保証人は徴求しない。

第5 更新（借換）の方法

原則として新規保証の申込を受け、借換により更新手続きを行う（継続新規扱い）。

また、次項に定める更新（継続）ができない場合を除き、本制度は最大4回まで更新（継続）ができる。

なお、更新（継続）を行う場合は、「決算概要報告書」（所定様式）の提出を必要とし、経営改善計画書を策定している場合には計画実績対比表等の提出も合わせて必要となる。

※ 更新（継続）時の保証料率については、更新（継続）時の直近決算に基づくCRDカテゴリにより算出される。（当然、初回時の保証料とは違う場合がある）。

第6 更新（借換）ができない場合

次のいずれかに該当する場合は、更新（継続）はできない。

(1) 既保証付融資の返済条件を緩和した場合

ただし、突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象により著しい信用収縮が生じている場合等であって協会が認める場合にはこの限りではない。

(2) 3期連続経常利益を計上していない場合（個人の場合は3期連続青色申告特別控除前所得金額200万円未満の場合）

(3) 著しい社外流出など、本保証が目的に反して利用された場合

(4) その他、保証利用要件を満たさなくなった場合

第7 最終期限時の取扱い

最大4回の更新後の取扱いは次のとおりとする。

(1) 自己資金による完済

(2) 保証条件変更依頼による分割切替

(3) 新規保証による借換

※ 自己資金による完済が可能であり、引続き利用要件を満たしている場合には完済後の実行を条件とした継続利用の申請が可能です。

※ また、手形貸付で実行後、期限時に保証条件変更依頼による分割切替を希望する場合には、分割支払特約書の締結が可能な金融機関に限る（内入付箋による対応は不可）。

第8 モニタリング

融資実行後、取扱金融機関は申込人の現況把握に努め、最低限の基準として3ヶ月に一度は面談等の現況把握を行うものとする。また、必要に応じ協会と連携して経営支援に取り組むものとする。

第9 受付期間

本制度の受付期間は平成30年4月1日～平成31年3月31日までとする。

ただし、取扱期間終期の3ヶ月前までに取扱金融機関及び協会から特段の意思表示が無い場合は、更に取扱期間を1年間延長するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行し平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月19日から施行し令和2年3月1日から適用する。